

(平成26年11月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る記録を、申立期間①は41万円、申立期間②は41万5,000円、申立期間③は41万円、申立期間④は41万5,000円、申立期間⑤は41万6,000円、申立期間⑥及び⑦は41万1,000円、申立期間⑧及び⑨は41万6,000円、申立期間⑩は41万1,000円、申立期間⑪から⑱までは42万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月10日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月10日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年6月10日  
⑥ 平成17年12月10日  
⑦ 平成18年6月10日  
⑧ 平成18年12月10日  
⑨ 平成19年6月10日  
⑩ 平成19年12月10日  
⑪ 平成20年6月10日  
⑫ 平成20年12月10日  
⑬ 平成21年6月10日  
⑭ 平成21年12月10日

- ⑮ 平成 22 年 6 月 10 日
- ⑯ 平成 22 年 12 月 10 日
- ⑰ 平成 23 年 6 月 10 日
- ⑱ 平成 23 年 12 月 10 日

私は、A事業所（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降にあつては、年金事務所）への健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が遅れたことにより、厚生年金保険の給付に反映されない記録になっている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が提出した明細書の写し並びに申立事業所が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の明細書の写し等により確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は 41 万円、申立期間②は 41 万 5,000 円、申立期間③は 41 万円、申立期間④は 41 万 5,000 円、申立期間⑤は 41 万 6,000 円、申立期間⑥及び⑦は 41 万 1,000 円、申立期間⑧及び⑨は 41 万 6,000 円、申立期間⑩は 41 万 1,000 円、申立期間⑪から⑱までは 42 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 5 月 26 日に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万円、申立期間②は15万7,000円、申立期間③及び④は14万9,000円、申立期間⑤は16万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年7月20日  
④ 平成18年12月15日  
⑤ 平成19年7月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映されない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 年金事務所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、申立事業所は、申立人を含む従業員について、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月4日付けで、当該賞与支払届を年金事務所に届け出ていることが確認でき、オンライン記録によると申立人の当該期間に係

る標準賞与額の記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが確認できる。

- 2 申立期間①から④までについては、申立人が所持する当該期間に係る賞与支給明細書及び前述の賞与支払届から、申立人は、申立事業所から当該期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から④までに係る標準賞与額については、賞与支給明細書から申立期間①は 1 万円、申立期間②は 15 万 7,000 円、申立期間③及び④は 14 万 9,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間⑤については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が提出した当該期間に係る賞与支給明細書において、記載された賞与額に見合う標準賞与額と申立事業所が届け出た賞与支払届に記載された標準賞与額は一致していることが確認できる上、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立事業所の元事業主は、賞与を支払っていない従業員について賞与支払届の届出を行っていることは無く、実際に支払った賞与額を届け出ており、保険料を当該賞与から控除する者としめない者が混在することも無かったと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所から申立期間⑤に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤に係る標準賞与額は、申立人に係る賞与支払届及び同僚の賞与支給明細書から 16 万 3,000 円とすることが妥当である。

- 4 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日に、申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万円、申立期間②及び③は16万7,000円、申立期間④は19万3,000円、申立期間⑤は23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年7月20日  
④ 平成18年12月15日  
⑤ 平成19年7月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映されない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、申立事業所は、申立人を含む従業員について、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した

後の平成 23 年 2 月 4 日付けで、当該賞与支払届を年金事務所に届け出ていることが確認でき、オンライン記録によると申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが確認できる。

また、申立期間については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が提出した賞与支給明細書において、記載された賞与額に見合う標準賞与額と申立事業所が届け出た賞与支払届に記載された標準賞与額は一致していることが確認できる上、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立事業所の元事業主は、賞与を支払っていない従業員について賞与支払届の届出を行っていることは無く、実際に支払った賞与額を届け出ており、保険料を当該賞与から控除する者としめない者が混在することも無かった旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所から申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、申立人に係る賞与支払届及び同僚の賞与支給明細書から、申立期間①は 1 万円、申立期間②及び③は 16 万 7,000 円、申立期間④は 19 万 3,000 円、申立期間⑤は 23 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日に、申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年12月まで

私の母は地区の婦人会長をされており国民年金保険料の集金に携わっていたので、母が自分の子である私の20歳到達時において、国民年金の加入手続を怠ったはずはないと思う。

また、私が20歳になった後しばらくたってから、農業者年金の被保険者だった父が経営移譲年金を受給したことを契機に、母が私の農業者年金の加入手続をしてくれた。

申立期間当時、農業経営は順調で、保険料は母が婦人会の集金人を通じて月々納付していたので、未納は無かったはずである。

申立期間について、保険料を納付したと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が自分の子の20歳到達時に国民年金の加入手続を怠ったはずはないと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、農業者年金の加入と同年月の、昭和54年1月に払い出されたものと推認される。

また、前述の記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和50年3月から51年9月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和51年10月から53年12月までの期間の保険料については、前述の払出時点において遡って納付することは可能であるものの、申立人は、母親が申立期間の保険料を、遡ることなく毎月婦人会の集金人を通じて納付していたと述べている上、A市（当時は、B町）は申立期間当時、過年度保険料（51年10月から53年3月までの期間は、過年度に



当たる。) は取り扱っていなかったと回答しており、当該期間の保険料を納付した事情がうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、既に死亡していることから、保険料を納付した時期、納付金額等について確認することができない。

このほか、申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月まで

申立期間当時、私が居住していた A 町（現在は、B 市）C 地区においては、隣組（納付組合）の集金人が毎月末に国民年金保険料の集金を行っていた。集金した保険料は、集金人が区長のところに持参し、区長が A 町役場に納めていた。

申立期間について、当時同居していた私の両親は保険料の納付済期間とされているにもかかわらず、私のみが未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳に到達した昭和 51 年\*月から、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 町に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の被保険者の資格取得日から、最も早い時期で 53 年 3 月頃に払い出されたことが推認される。

このことから、申立期間の保険料は、前述の払出時点において、遡って納付することは可能であるものの、保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、過去の保険料をまとめて納付したことは無く、毎月、納付組合の集金により納付した旨述べている。

また、前述の払出時点において、申立期間の大半の保険料は、過年度保険料となるが、B 市 D 支所は、申立期間当時、納付組合も含め過年度保険料を取り扱っておらず、現年度保険料のみを収納していたと回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、前述のとおり、保険料を毎月納付したと述べているのみで、加入手続の

時期、納付金額等について記憶しておらず、納付状況について確認することができない。

加えて、申立人に対し別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 1 月 23 日から同年 2 月 28 日まで  
私は、平成 22 年 1 月 23 日に、A 社（以下「申立事業所」という。）に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 3 月 1 日と記録されている。  
申立事業所と厚生年金保険被保険者資格の取得日について話し合い、申立事業所から申立期間に係る厚生年金保険料を納付してもらうことになっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人及び申立事業所が提出した雇用契約書（パート用）並びに申立事業所が提出したタイムカードによると、申立人が、申立事業所に平成 22 年 1 月 23 日から勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が提出した申立期間に係る支払明細書並びに申立事業所が提出した申立人に係る平成 22 年分賃金台帳及び所得税源泉徴収簿によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できない。

また、厚生年金保険の取扱いについて申立事業所に確認したところ、申立期間当時は従業員の入社と同時に加入手続を行っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと回答している。

一方、オンライン記録によると、申立事業所が平成 26 年 8 月 22 日付けで管轄年金事務所に提出した、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日の訂正届に基づき、被保険者資格の取得日が 22 年 3 月 1 日から同年 1 月 23 日に訂正されているものの、申立期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の対象とならない期間として記録されていることか

ら、申立人は、当該期間を保険給付の対象となる期間としてほしい旨申し立てている。

しかし、厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたと認められることが要件とされているところ、前述のとおり、申立期間当時、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5360（福岡厚生年金事案 538、1359、2844、4362 及び九州（福岡）厚生年金事案 5098 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月3日から26年1月4日まで  
② 昭和26年5月12日から28年頃まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、これまで5回、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間を一部変更し、再度申し立てる。

なお、新たな資料の提出や証言をしてくれる同僚を思い出したものではないが、私が申立期間において、A事業所のB部署及びC部署に勤務していたことは間違いないので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、A事業所の従業員を雇用管理していたD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、当該被保険者名簿と所管局が保管する労務者名簿の申立人に係る雇入記録とは一致していることなどから、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成20年12月19日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、A事業所で同じ業務を行っていた同僚の氏名及び連絡先等が判明したとして、2回目の申立てを行っているが、当該同僚に係る厚

生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、当該同僚は、申立期間当時において学生であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認めていることなどから当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に福岡委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の通知には納得できないとして、3 回目の申立てを行っているが、申立人に確認しても、勤務していたとの記憶のみであり、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に福岡委員会の決定に基づき平成 22 年 11 月 11 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、申立期間の一部を変更し、新たに同僚の氏名を挙げて 4 回目の申立てを行っているが、オンライン記録等から、申立期間①及び②の一部を含む期間において、D 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当該同僚からは、申立人の主張を確認できる回答を得ることができないことから、既に福岡委員会の決定に基づき平成 24 年 2 月 2 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、申立期間について、C 部署に勤務していた時の新たな同僚二人の氏名を思い出したとして、5 回目の申立てを行っているが、厚生年金保険被保険者台帳及び被保険者名簿において、当該同僚二人と同姓同名の被保険者記録が確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について情報を得ることができないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 26 年 3 月 27 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料の提出や証言をしてくれる同僚を思い出したものではないとしているものの、これまでの委員会の決定に納得できないとして、申立期間の一部を更に変更し 6 回目の申立てを行っているが、その内容は、申立期間において A 事業所の B 部署及び C 部署に勤務していたとのこれまでと同様の主張のみであり、当該期間に係る新たな事情及び関連資料は得られない。

このほか、福岡委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 5361

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）において、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間に 13 万 1,884 円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した平成 15 年 7 月分（申立期間と同じ平成 15 年 8 月 25 日支給）の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、前述の入出金記録における振込額に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人



は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（熊本）厚生年金 事案 5362

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）において、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提供された申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間①に5万830円、申立期間②に24万2,626円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した平成15年7月分（申立期間①と同じ平成15年8月25日支給）及び16年1月分（申立期間②と同じ平成16年2月25日支給）の給与明細書を見ると、月例給与に加え、「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載され、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が「社保調整額」の欄に記載されていることが確認できるものがある一方で、「半期インセンティブ」の欄が無く、賞与の支給が確認できないものがある。

また、前述の複数の同僚が提出した金融機関の通帳の写しによると、前述の給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、本事案については、前述の入出金記録における振込額に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除

されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

また、申立人に係る平成 16 年分の源泉徴収票に記載された「支払金額」及び「社会保険料等の金額」からは、申立期間②に係る賞与の支給の事実を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。